

登米市街なみ景観整備事業 補助金パンフレット



登米市

歴史的な街なみを保全するまちづくり

1 事業の目的

登米町では、「みやぎの明治村」をキャッチフレーズに町内の文化財や景観の保全、登米能をはじめとする伝統芸能の振興など、市民と行政が連携しながらまちづくりを進めており、これらの取組により観光客等の増加を図り、地域の活性化に取り組んできました。

登米町では、特に寺池地区に明治時代の建造物や武家屋敷などの歴史的建造物が多くあることから、街なみ景観の保全の取組が必要となっています。

登米町寺池地区の特色ある街なみを3つの区域に分け、保全する区域を限定した上で、街なみに合った建築物等を整備する際の経費の一部を助成する新たな補助制度を導入し、街なみの整備を推進するものです。

2 対象となる事業

交付対象経費	区域	補助率等	上限額	財産の処分制限期間
① 門、塀、樹木等の移設に係る経費	登米町寺池 上町の一部 中町 荒町 桜小路の一部 三日町 九日町 金谷の一部 前舟橋の一部	交付対象経費 の2分の1又は それぞれの 上限額のい ずれか少ない額	100万円	10年
②住宅等の新築、増築、改築及び修繕の際の外観に係る経費 ※屋根・壁の全面が対象 ※300㎡以上の非住宅を新築する場合、「省エネ基準」に適合していること			300万円	
③門、塀等の外構修景整備に係る経費 ※原則、「道路から見える部分」が対象			300万円	
④建築設備の隠蔽及び修景に係る経費			30万円	5年
⑤自動販売機の隠蔽及び修景に係る経費			15万円	
⑥住宅等の外観における色彩の統一に係る経費			30万円	
⑦その他市長が必要と認めた経費			200万円	

※交付対象経費が複数ある場合には、補助率等にかかわらず、300万円を上限とします。

※補助金は、当該年度の予算の範囲内での交付となります。予算の範囲を超える申請があった場合は、次年度以降の受付となります。

※補助金の交付を受けるためには、「寺池地区景観整備基準」を満たす必要があります。

ただし、整備基準は申請が可能となる最低限の基準です。申請後に事業計画を審査し、補助金を交付するか判断します。

□対象外経費（主なもの）

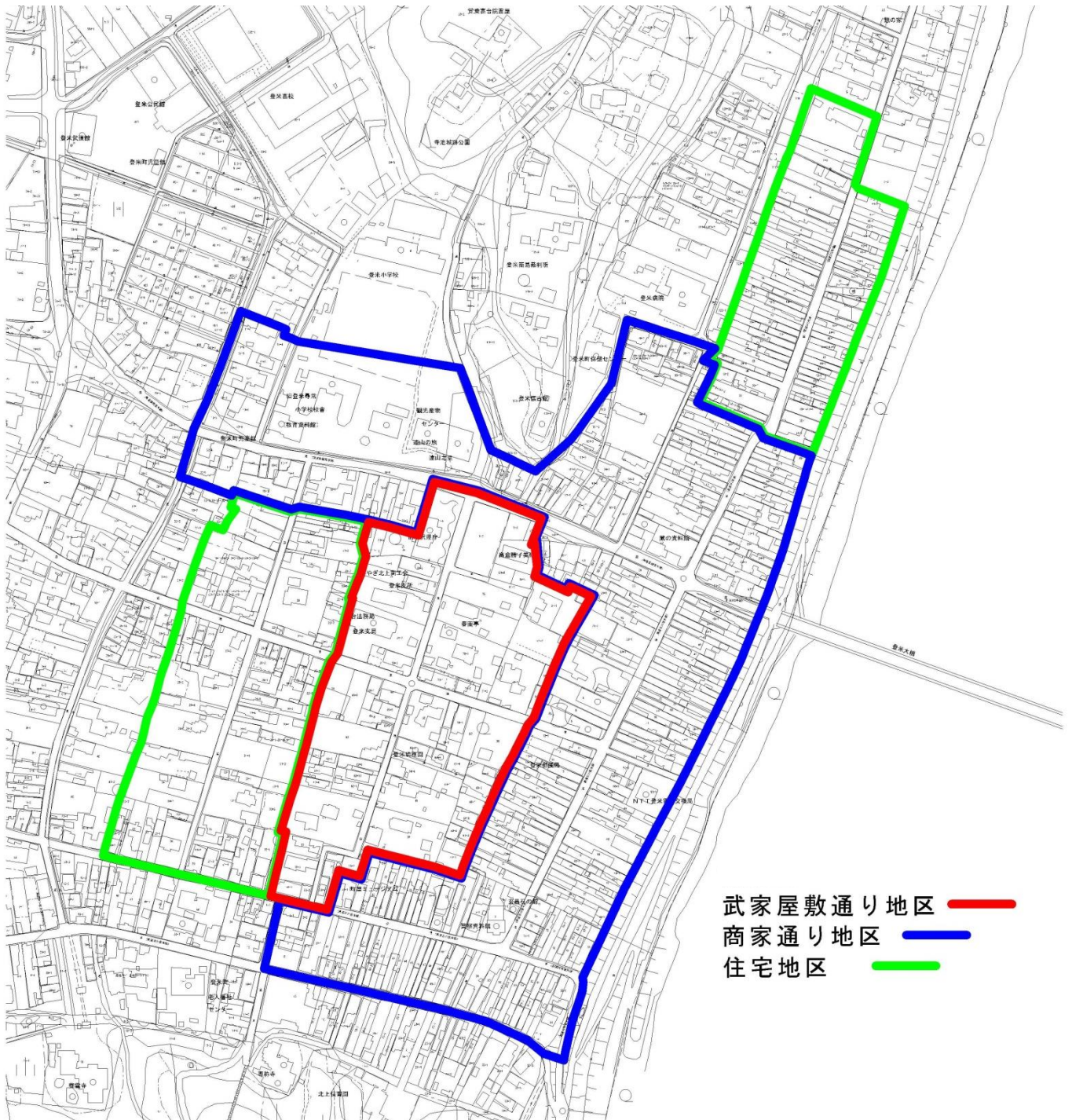
- ・設計費、仮設費、解体処分費、諸経費、建物の内部に係る経費
※仮設費のうち、足場等については対象となる場合があります。

3 対象となる区域

登米町寺池地区の特色のある街なみを3つの区域に分類し、それぞれの街なみに合った建築物等を誘導していきます。

登米市登米町寺池

上町の一部、中町、荒町、桜小路の一部、三日町、九日町、金谷の一部、前舟橋の一部



4 寺池地区景観整備基準

①建築物の形態意匠

建築物に関する事項	区分		武家屋敷通り地区	商家通り地区	住宅地区	
	形態意匠	建築物の様式	江戸時代の風情を感じられる、落ち着いたきのある建築物		各時代を代表する様式で構成される街なみに懐かしさを感じられる建築物	町屋を中心とした古い街なみを活かした建築物
		建築物の位置	—		□壁面、軒、庇の線をそろえるように努めること	—
	屋根の形状及び材質	<input type="checkbox"/> 形状は入母屋、切妻、寄棟のいずれかとする。 <input type="checkbox"/> 素材はスレート、瓦又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 新築又は葺き替えの場合の勾配は、3寸以上とする				
	茅葺屋根の差し替え	<input type="checkbox"/> 既存の茅葺屋根の保全を目的とした差し替えとする <input type="checkbox"/> 差し替えの面積が屋根面積2分の1以下であること				
	外壁の素材	<input type="checkbox"/> 漆喰、土壁、木質又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 腰壁をつける場合は、なまこ壁、板張り又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 板張りの場合は、白木、焼き板、艶消し塗装等とする	<input type="checkbox"/> 漆喰、土壁、木質、レンガ調又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 腰壁をつける場合は、なまこ壁、板張り又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 板張りの場合は、白木、焼き板、艶消し塗装等とする			
	サッシ・ドア・格子・飾り等	<input type="checkbox"/> 黒系、茶系で色彩基準を満たすこと <input type="checkbox"/> 木質、木目調とする				
	建築物の高さ	□10m以内	□15m以内	□10m以内		
	太陽光発電施設	補助対象外とする ※設置する場合は、次に掲げる要件を満たすこと <input type="checkbox"/> 屋根材として使用可能な、屋根一体型であること <input type="checkbox"/> 光沢や反射がないこと				

②工作物の形態意匠

工 作 物 に 関 する 事 項	区分		武家屋敷通り地区	商家通り地区	住宅地区
	形態意匠	門、塀等の位置		<input type="checkbox"/> 道路に面する門又は塀を設置する場合は、街なみと調和させ、連続性を保つように設置する	<input type="checkbox"/> 道路に面する庇を設置する場合、街なみと調和させ、連続性を保つように設置する
	門、塀等の素材		<input type="checkbox"/> 屋根はスレート、瓦又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 外壁は漆喰、土壁、木質又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 腰壁をつける場合は、なまこ壁、板張り又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 門、塀等が設置できない場合は、生垣等により敷地境界の緑化に努める 【ブロック塀の場合】 <input type="checkbox"/> 表面をモルタル等で仕上げ街なみと調和させる	<input type="checkbox"/> 屋根はスレート、瓦又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 外壁は漆喰、土壁、木質又はそれに近い色合いの素材とする <input type="checkbox"/> 腰壁をつける場合は、なまこ壁、板張り又はそれに近い色合いの素材とする 【ブロック塀の場合】 <input type="checkbox"/> 表面をモルタル等で仕上げ街なみと調和させる場合又は以下の項目を満たす場合のみ対象とする <input type="checkbox"/> 基礎部分で 60cm 以下とし、上部に街なみと調和する植栽又は洋風フェンス等の街なみと調和するフェンスを設ける 【フェンスの場合】 <input type="checkbox"/> 洋風フェンス等の街なみと調和する形状とする	
	門の構造		<input type="checkbox"/> 棟門、薬医門等の伝統的な構造とする		
	塀の高さ		<input type="checkbox"/> おおむね 2.3m以内		
	門の高さ		<input type="checkbox"/> 5m以内		
	サッシ・ドア・格子・飾り等		<input type="checkbox"/> 黒系、茶系とし、色彩基準を満たすこと <input type="checkbox"/> 木質又は木目調とする		
	屋外広告物		<input type="checkbox"/> 以下の項目を満たす場合のみ対象 <input type="checkbox"/> 歴史的建造物の説明看板又は観光案内看板とする <input type="checkbox"/> 街なみと調和する形状とする <input type="checkbox"/> 色彩基準を満たす	<input type="checkbox"/> 屋根看板、軒灯等の伝統的な形状又は街なみと調和する形状とする <input type="checkbox"/> 色彩基準を満たすこと	

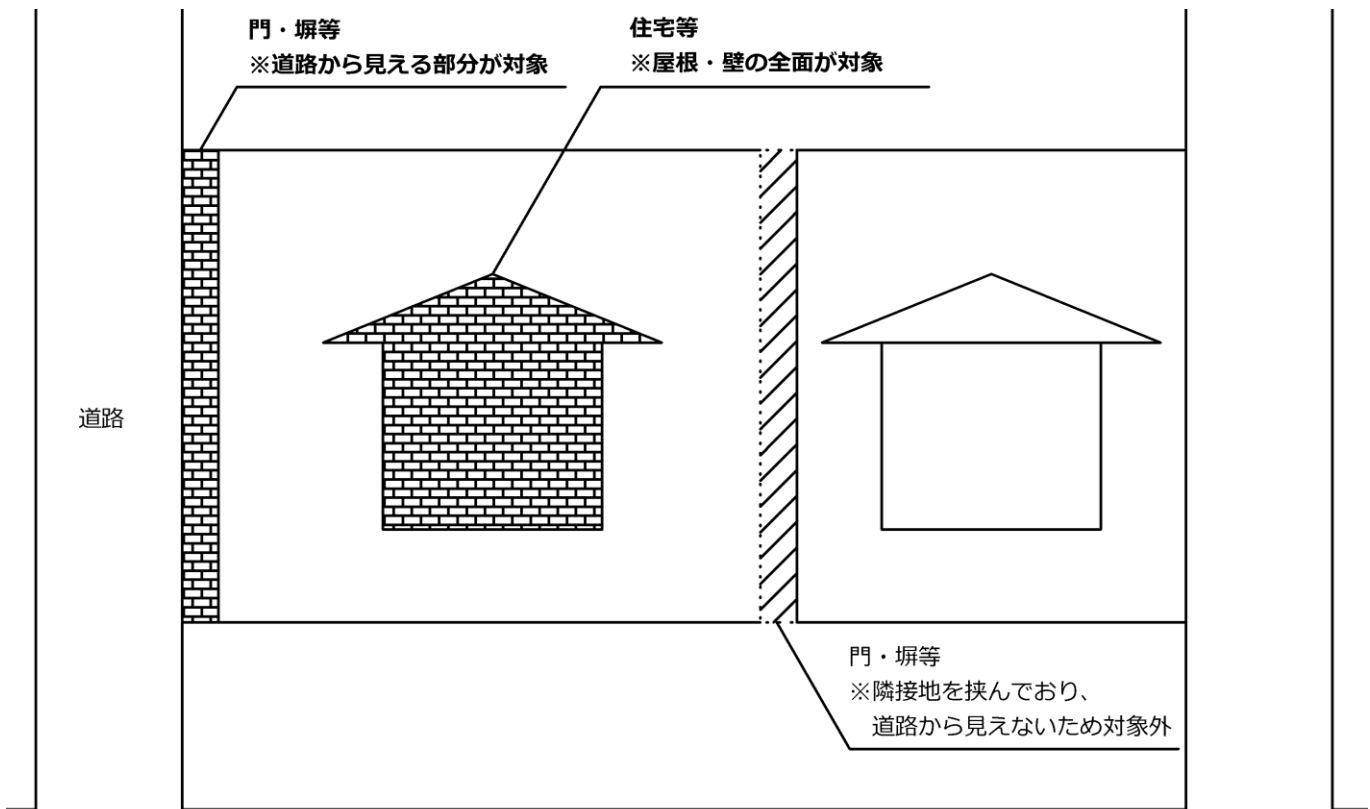
※補助金の申請を行うためには、区分ごとに該当する基準を満たす必要があります。

※このパンフレットに関する建築物、工作物の形態意匠等、詳細については相談に応じます。

③色彩地区共通事項（マンセル値）

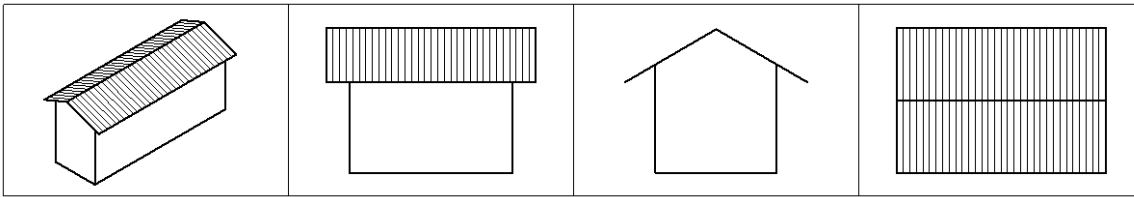
建築物及び工作物に関する事項	区分		武家屋敷通り地区		商家通り地区		住宅地区		
	色彩地区共通事項（マンセル値）	外壁	色相	Y・YR	左記以外	Y・YR	左記以外	Y・YR	左記以外
		工作物	明度	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし
		屋外 広告物	彩度	4以下	2以下	4以下	2以下	4以下	2以下
	屋根	色相	R・YR	左記以外	R・YR	左記以外	R・YR	左記以外	
		明度	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	6以下	
		彩度	2以下	1以下	2以下	1以下	2以下	1以下	
	※天然素材が出す色彩に関してはこの限りでない。								

④対象となる事業の考え方（例）

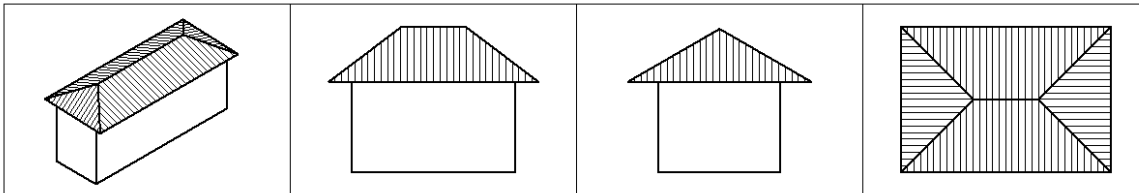


5 屋根の形状

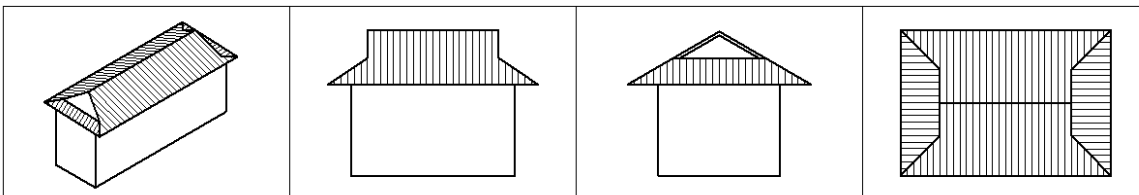
切妻：大棟を境二つの傾斜面を葺き下ろした形状。



寄棟：大棟から下方へ四方に葺き下ろした形で三角形と四角形を組み合わせた形状。



入母屋：母屋を切妻とし、その四方に庇をつけた形で、寄棟の上部に切妻を重ねた形状。



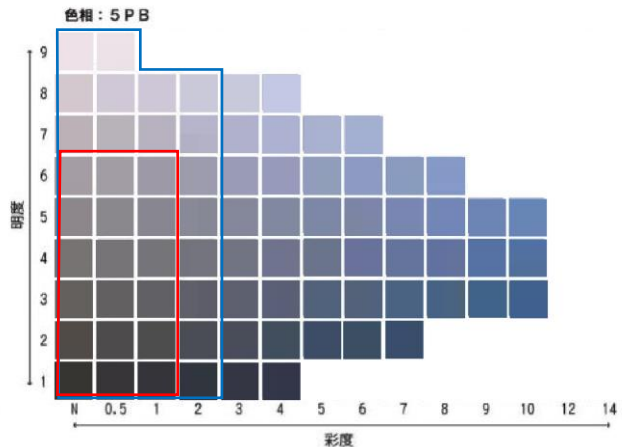
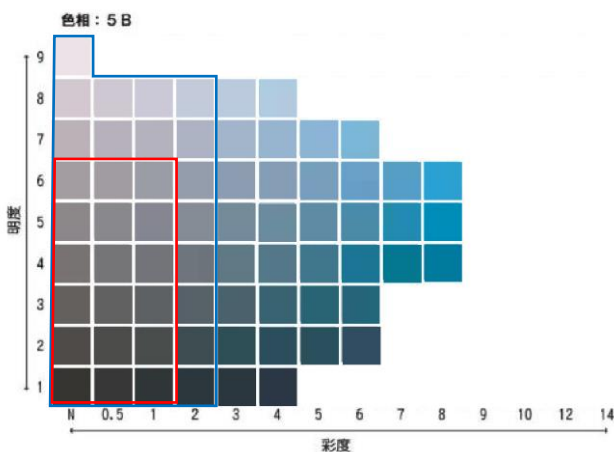
6 色彩ガイド

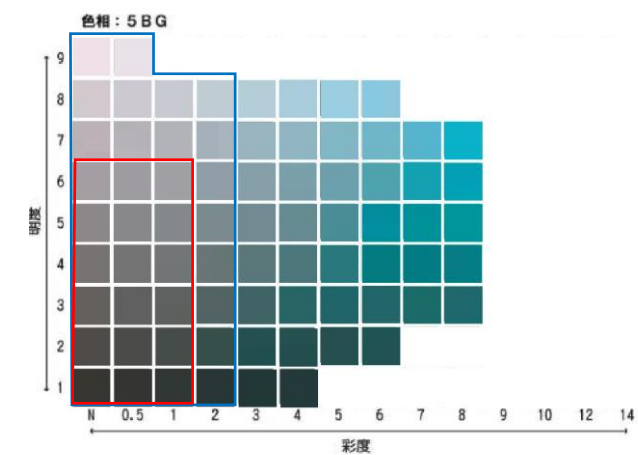
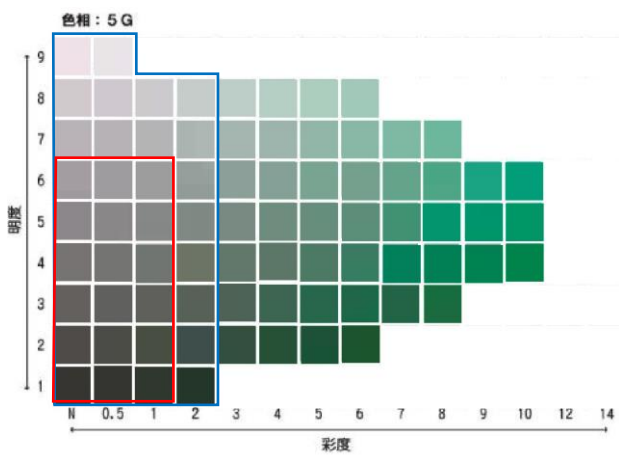
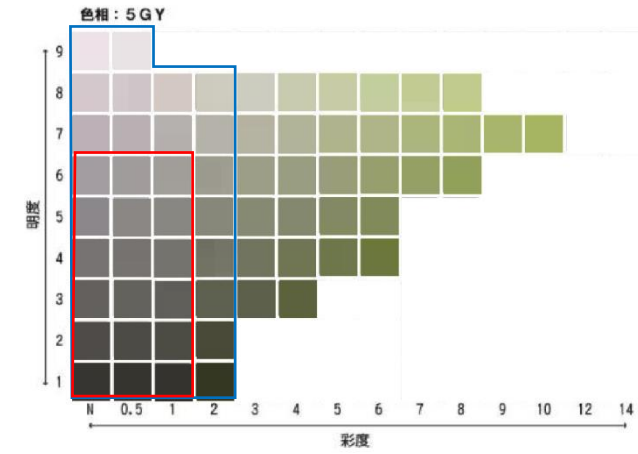
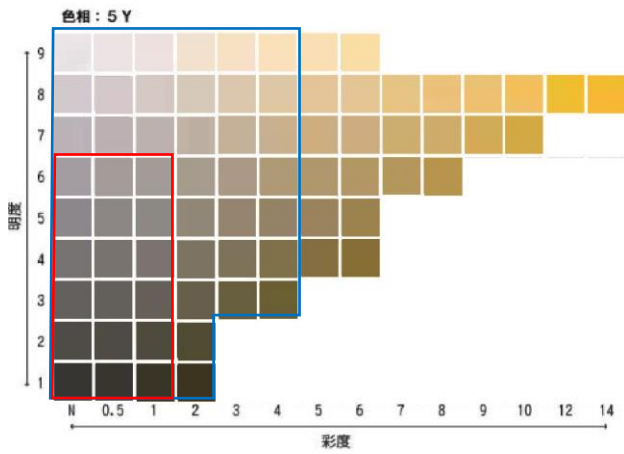
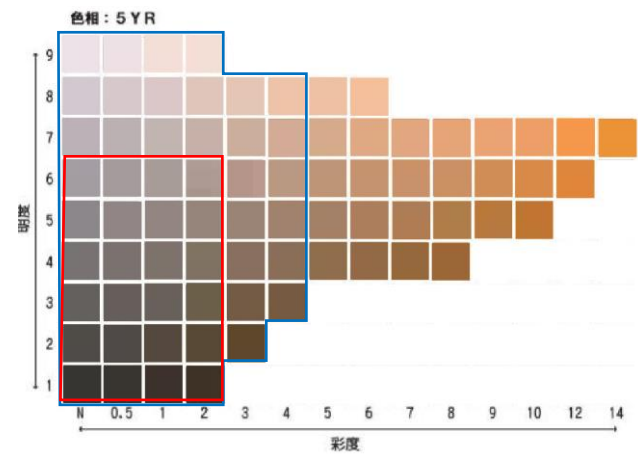
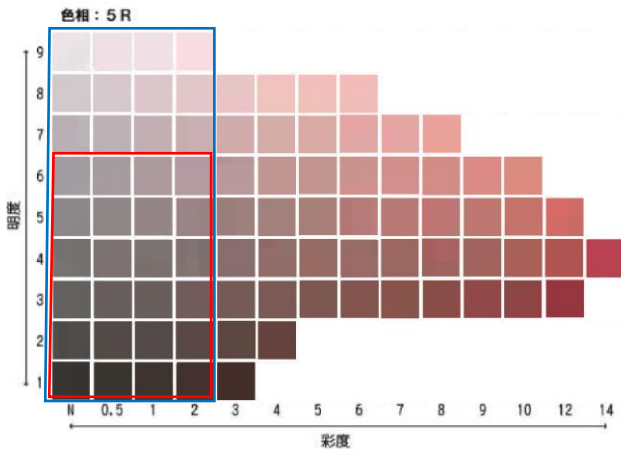
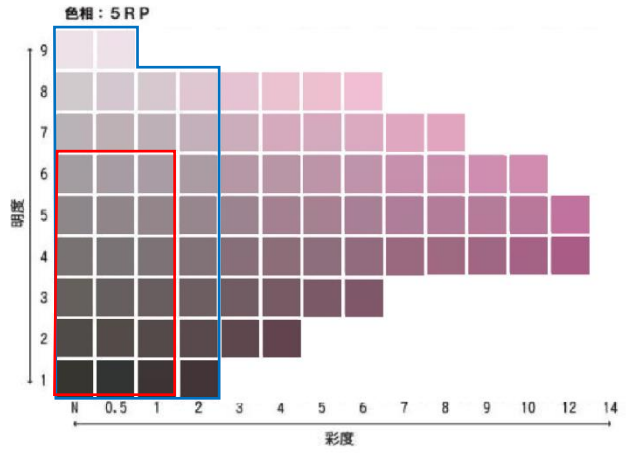
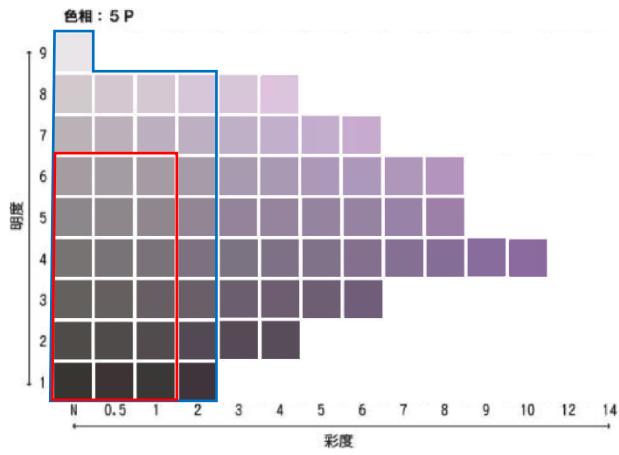
マンセル表色系は、色彩を客観的にとらえる方法として確立されたシステムで、「色相」、「明度」、「彩度」の3属性の組み合わせによって1つの色を表すものです。表記方法は『色相 彩度/明度』、無彩色は『N明度』とも表記します。

色相はR（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相とし、それぞれに0 から10までの数字を組み合わせせて表し、5Y、10GY などのように表記します。

明度は、明るさを0から10までの数値で表すものです。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

彩度は色の鮮やかさを0から14程度までの数値で表すものです。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になり、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。





屋根の使用可能範囲



外壁等の使用可能範囲



7 街なみに調和した建築物等参考例

住宅①



住宅②



店舗



街なみに調和した看板



伝統的な塀①



伝統的な塀②



武家屋敷通り地区イメージ

漆喰、木質



土壁



茅葺屋根



商家通り地区イメージ

レンガ調



板張り



住宅地区イメージ

漆喰、木質



土壁



門塀、看板イメージ ※全地区共通

門塀



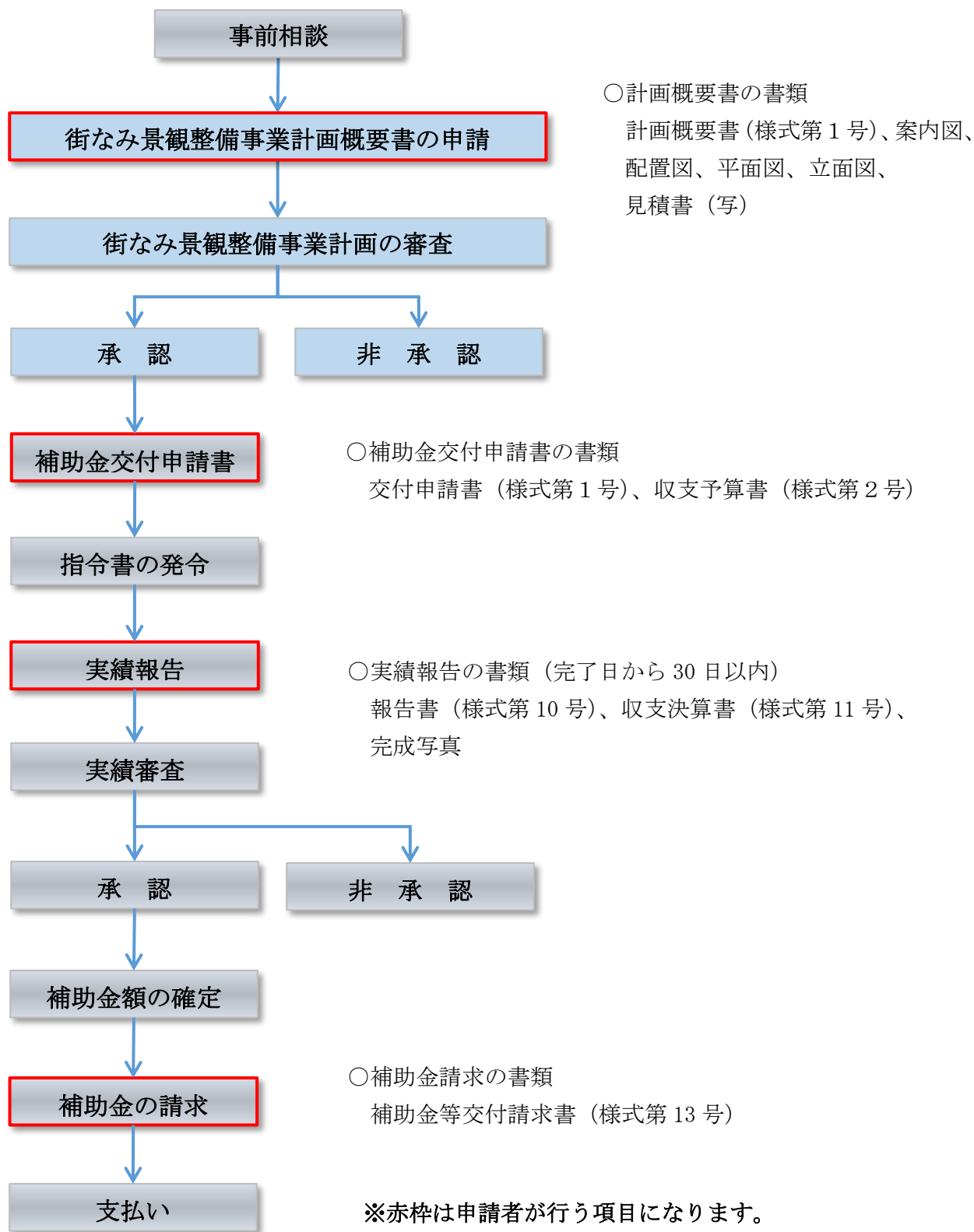
屋根看板



軒灯



街なみ景観整備事業補助金申請の流れ



問い合わせ先

登米市建設部住宅都市整備課都市整備係
登米総合支所市民課地域振興係

TEL 0220-34-2316

TEL 0220-52-5051